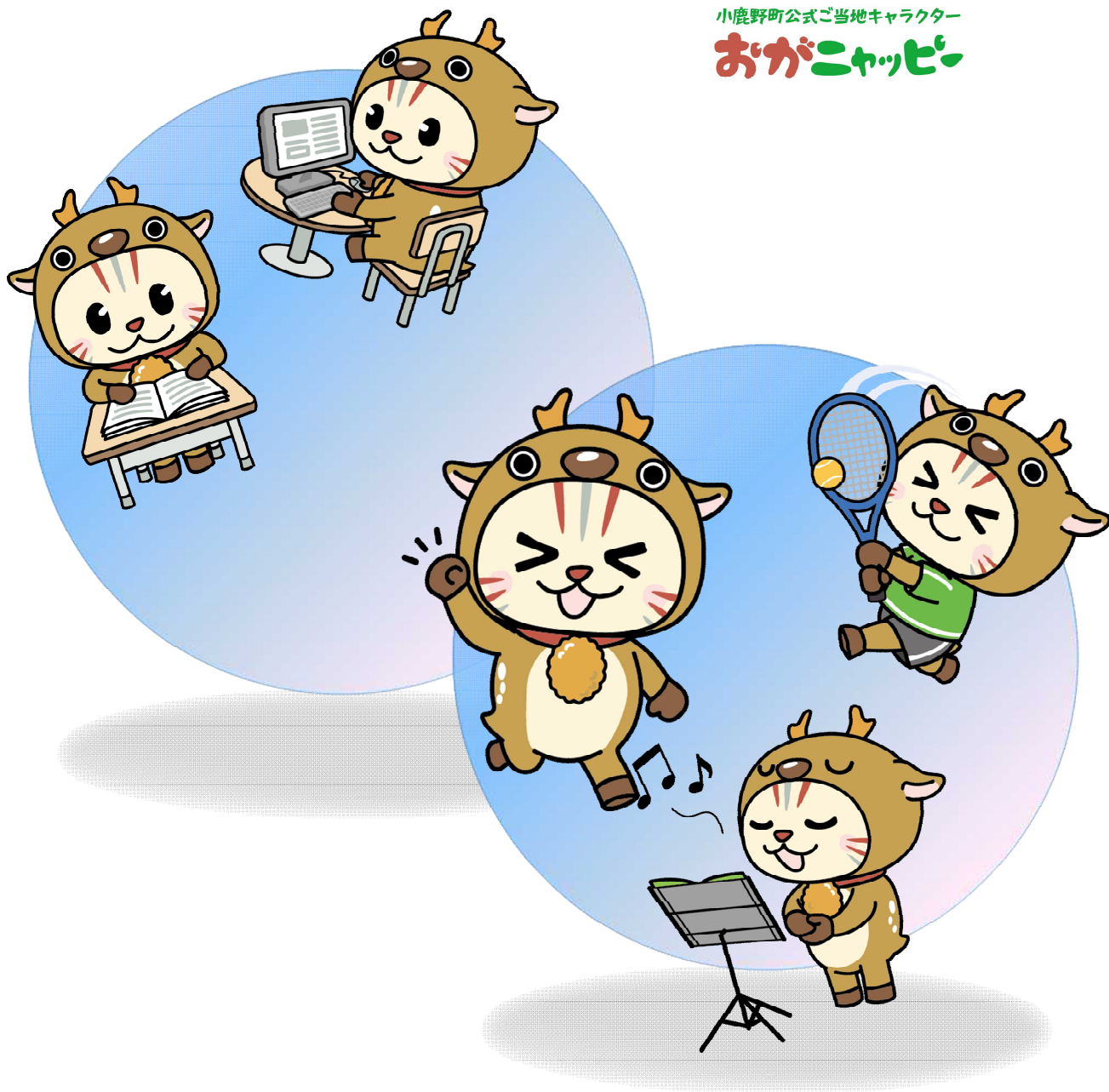


2024年高校・専門学校・大学等に入学、進級する方へ

小鹿野町奨学資金のご案内

小鹿野町公式ご当地キャラクター
おがニャッピ



2024年入学・進級版

小鹿野町教育委員会

◆ 小鹿野町奨学資金貸付基金制度について ◆

◎ 貸付対象学校

- ①高等学校 ②大学 ③短期大学 ④高等専門学校
- ⑤専修学校の専門課程で、修業年限が2年以上のもの
(以上、学校教育法で定める学校)

◎ 貸付対象者

本町に引き続き2年以上居住し、就学資金の支弁が困難な者

◎ 貸付金額

区 分	月額奨学資金
高等学校	10,000円/月
大学・短期大学・高等専門学校・専修学校	30,000円/月

◎ 貸付期間及び貸付の方法

- ①各学校における正規の修学期間
- ②年間貸付額を2回(5月、11月)に分けて、本人の指定口座へ振り込みによる。
- ③貸付金利：無利息

◎ 貸付決定

貸付申請に基づき、貸付審査会(保護者の収入要件の規定あり)を経て貸付決定されます。(審査会は月に1回開催されるため、申請から決定まで1~2ヶ月程度かかります。)

貸付決定に基づき、借入手続きを行っていただきます。借入の際は連帯保証人(保護者)、保証人(第三者)を選任し、それぞれ返済に必要な収入の状況を示す書類および印鑑証明書を添付書類として、提出をお願いします。

貸付申請および借入手続きの際に提出が必要な書類については、提出書類一覧表を参照してください。

◎ 償還方法

●高等学校の場合

方 法	償 還 額	償 還 期 日	償還期間
年 賦	120,000円	毎年10月(1回)	貸付期間の 2倍の期間
半年賦	60,000円	毎年6月、12月(2回)	

※申し出ることによって2年の範囲内で据置期間を設けることができます。

●大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の場合

方法	償還額	償還期日	償還期間
年賦	180,000円	毎年10月(1回)	貸付期間の 2倍の期間
半年賦	90,000円	毎年6月、12月(2回)	

※申し出ることによって2年の範囲内で据置期間を設けることができます。

◎ 所得制限

奨学金貸付可能な者の保護者の所得基準は、以下の表に対応する所得基準額に対し、所得額が所得基準額以下であれば基準を満たします。

表1

世帯人員	所得基準	
	高等学校	大学・短大・高等専門学校 専修学校
1人	1,430,000円	1,780,000円
2人	2,290,000円	2,820,000円
3人	2,640,000円	3,280,000円
4人	2,860,000円	3,550,000円
5人	3,070,000円	3,820,000円
6人	3,250,000円	4,020,000円
7人	3,410,000円	4,220,000円

なお、保護者の所得額は、年間所得額から次の表の控除額を控除した額となります。『所得額 = 年間所得額 - 控除する額』

表2

年間所得額	控除する額
329万円以下の場合	年間所得額に相当する額
330万円以上 400万円以下の場合	年間所得額に0.2を乗じ、263万円を加算した額
401万円以上 878万円以下の場合	年間所得額に0.3を乗じ、223万円を加算した額
879万円以上の場合	486万円
注) 年間所得額は、万円未満を切り捨てて適用する	

◆◆所得基準計算例◆◆

父、母、子（大学進学）、子（中学生）の4人世帯
年間所得 父：4,517,000円
母： 938,000円 の場合



※祖父母などの親類と同居しており収入があっても 年間所得は親権者のみ です。

① 世帯における年間所得額を算出します。（父親の年間所得＋母親の年間所得）
 $4,517,000円 + 938,000円 = \underline{5,455,000円}$

② 年間所得額の万円未満を切り捨てます。
5,455,000円（5,000円切り捨て）
→ **5,450,000円** この額が世帯の年間所得額です。

③ 年間所得額から控除する額を控除します。
控除額の計算表(表2)によると、世帯の年間所得額は「401万円以上878万円以下」なので、控除する額を算出する計算式は次の通りになります。

$$5,450,000円 \times 0.3 + 2,230,000円 = \underline{3,865,000円}$$

上記の計算式によって算出した控除する額を、世帯の年間所得額から差し引きます。

$$5,450,000円 - 3,865,000円 \\ = \underline{1,585,000円} \text{ この額が所得額です。}$$

④ 所得基準額と比較

4人世帯で子が大学へ進学するので、所得基準対応表(表1)によると、所得基準は 3,550,000円 です。この額と算出した所得額を比較すると、

$$\underline{3,550,000円 (所得基準)} \geq 1,585,000円 (所得額)$$

所得額が所得基準額以下となるので所得制限の条件を満たすこととなります。



◆ 奨学資金貸付に係わる手続き（提出書類一覧表）◆

◎ 奨学資金貸付申請に関する提出書類

奨学資金の貸付を希望される方は、下記の書類をご用意のうえ、学校教育課へ提出または郵送をお願いいたします。

1 奨学資金貸付申請書（様式第1号）

2 添付書類

- ①提出書類確認書（別紙1）
- ②奨学生推薦書（別紙2）及び成績証明書【在学中の学校】
- ③入学決定通知書又は在学証明書【進学先の学校】
- ④世帯全員が記載された住民票の写し【住民生活課】
- ⑤申請者の履歴書（市販の履歴書等）
 - ※ 氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、学歴は必須（写真を貼ってください）
 - ※ その他（免許・資格、趣味・特技、志望動機等）は任意
- ⑥保護者全員の納税証明書又は非課税証明書【税務課】
 - ・納税証明書の場合：直近2年分
 - ・非課税証明書の場合：当年度分
- ⑦保護者全員の所得を証明する書類（所得証明書）【税務課】
 - ※ 収入が無い場合所得申告等を行わず、税務課で所得証明書の発行ができない場合は、前記の非課税証明書で可
- ⑧調書 生計を一にする世帯の状況（様式第2号）



◎ 奨学資金貸付に関する通知および借入手続き提出書類

貸付審査会において承認された申請者の方に、学校教育課より下記の書類をお送りします。提出が必要な書類につきましては、借入手続きの案内に記載された期限内までに学校教育課へ提出または郵送をお願いいたします。

1 貸付決定通知書（様式第3号）

奨学金借入手続きについて（案内文）

2 提出書類

- ①口座振込依頼書
- ②誓約書（様式第5号）
- ③連帯保証人および保証人の印鑑証明書【住民生活課】
- ④保証人の所得を証明する書類（所得証明書）【税務課】



◎ 提出先・問い合わせ先

奨学資金貸付制度に関してご不明な点、ご相談等ありましたら、下記までご連絡ください。

小鹿野町教育委員会 学校教育課（小鹿野町役場内）

住所：〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地

電話：0494-75-5063

E-mail：gakko@town.ogano.lg.jp